

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第8条第2項に基づき、本府の採捕の数量を公表します。

令和2年12月16日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚
- 2 管理期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合
362% (A/B)
※ 漁船漁業等^{*1}における採捕の数量 : 0.362 トン (A)
知事管理量のうち漁船漁業等の割当量^{*2} : 0.1 トン (B)
*1: 定置漁業以外の漁業
*2: 「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(令和2年12月4日変更)の第3に規定された数量
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
超過済